

## 離島供給収支計算書

2018年4月 1日から  
2019年3月31日まで

(単位 百万円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
営業費用	2,906	営業収益	2,552
水力発電費	41	電灯料(離島供給に係る収益に限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。)	548
火力発電費	2,163	(燃料費調整分)	△0
新エネルギー等発電費	-	電力料(離島供給に係る収益に限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。)	605
他社購入電源費	560	(燃料費調整分)	△0
非化石証書購入費	-	他社販売電源料	-
販売費	141	託送収益	298
		接続供給託送収益	298
		(離島ユニバーサルサービス費)	379
		(燃料費調整分)	△80
		電気事業雑収益	21
		遅収加算料金	△0
		社内取引収益	1,078
		(離島ユニバーサルサービス費相当額)	1,373
		(燃料費調整分相当額)	△295
営業利益(又は営業損失)	△354		
営業外費用	21	営業外収益	8
財務費用	17	財務収益	5
(株式交付費)	0	(預金利息)	0
(株式交付費償却)	-		
(社債発行費)	0	事業外収益	3
(社債発行費償却)	-	特別利益	-
事業外費用	4		
特別損失	-		
税引前離島部門当期純利益(又は税引前離島部門当期純損失)	△366		
法人税等	-		
離島部門当期純利益(又は離島部門当期純損失)	△366		

## (記載注意)

- 次に掲げる事項について、脚注として記載すること。
  - 離島供給収支計算書の作成に関する会計方針(重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。)
  - 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額(ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。)
  - 必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項
- 法人税等については、税引前離島部門当期純利益に法定実効税率を乗じて得た額を計上する。
- 該当すべき事項がないときは、表の作成又は記載を省略することができる。

## (離島収支計算書等における注記)

- 重要な後発事象に関する注記
 

金融商品取引法に基づく当社の第95期事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表の注記事項に、「重要な後発事象(送配電部門の法的分離に伴う分社化(会社分割))」が記載されている。